ただし、⑰ただし書に規定する四半期貸借対照表を掲げた場合には、当該四半期貸借対照表に係る四半期累計期間（当四半期会計期間が第２四半期会計期間である場合又は当四半期会計期間が第２四半期会計期間以外の四半期会計期間である場合であって、四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書を作成したときに限る。）の四半期キャッシュ・フロー計算書（四半期財務諸表等規則第４条の３に規定する比較情報を除く。）を、また、⑰ただし書に規定する中間貸借対照表を掲げた場合（特定事業会社が中間貸借対照表を掲げた場合を含む。）には、当該中間貸借対照表に係る事業年度の中間キャッシュ・フロー計算書（中間財務諸表等規則第３条の２に規定する比較情報を除く。）を併せて掲げること。

⑳　その他

ａ　［略］

ｂ　１年を１事業年度とする会社においては、次の(a)から(d)までに掲げる場合に応じ、当該(a)から(d)までに定める事項を前年同期と比較して記載すること。ただし、⑯ｂに規定する事項を記載している場合には、記載を省略することができる。

(a)　次の事業年度開始後おおむね３箇月を経過した日から提出期間を経過する日までの間に届出書を提出する場合（⑰ただし書の規定により四半期貸借対照表を掲げた場合を除く。）　当該次の事業年度開始後３箇月の経営成績の概要（四半期財務諸表の形式による記載が可能なときは、当該形式により記載すること。）

(b)　次の事業年度開始後おおむね６箇月を経過した日から提出期間を経過する日までの間に届出書を提出する場合（⑰ただし書の規定により四半期貸借対照表を掲げた場合（特定事業会社が中間貸借対照表を掲げた場合を含む。）を除く。）　当該次の事業年度開始後６箇月の経営成績の概要（四半期財務諸表（特定事業会社の場合には、中間財務諸表）の形式による記載が可能なときは、当該形式により記載すること。）

(c)　次の事業年度開始後おおむね９箇月を経過した日から提出期間を経過する日までの間に届出書を提出する場合（⑰ただし書の規定により四半期貸借対照表を掲げた場合を除く。）　当該次の事業年度開始後９箇月の経営成績の概要（四半期財務諸表の形式による記載が可能なときは、当該形式により記載すること。）

(d)　次の事業年度開始後おおむね13箇月経過後に届出書を提出する場合　当該次の事業年度の経営成績の概要（財務諸表の形式による記載が可能なときは、当該形式により記載すること。）

ｃ　６箇月を１事業年度とする会社において、次の事業年度開始後おおむね７箇月経過後に届出書を提出する場合には、当該次の事業年度の経営成績の概要を前年同期と比較して記載すること。なお、財務諸表の形式による記載が可能なときは、当該形式により記載すること。ただし、⑯ｂに規定する事項を記載している場合には、記載を省略することができる。

ｄ　［略］

ｅ　ｄに規定する事項を記載する場合には、最近事業年度における各四半期会計期間に係るｄ(d)に掲げる項目の金額（各四半期会計期間に係るｄ(d)に掲げる項目の金額に準じて算出したもの）について、各四半期会計期間の順に記載すること。

ｆ　［略］

［㉒・㉓　略］

ただし、⑰ただし書に規定する四半期貸借対照表を掲げた場合には、当該四半期貸借対照表に係る四半期累計期間（当四半期会計期間が第２四半期会計期間である場合又は当四半期会計期間が第２四半期会計期間以外の四半期会計期間である場合であって、四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書を作成したときに限る。）の四半期キャッシュ・フロー計算書（四半期財務諸表等規則第４条の３に規定する比較情報を除く。）を、また、⑰ただし書に規定する中間貸借対照表を掲げた場合（特定事業会社が中間貸借対照表を掲げた場合を含む。）には、当該中間貸借対照表に係る事業年度の中間キャッシュ・フロー計算書（中間財務諸表等規則第３条の２に規定する比較情報を除く。）を併せて掲げること。

⑳　その他

ａ　［同左］

ｂ　１年を１事業年度とする会社においては、次の(a)から(d)までに掲げる場合に応じ、当該(a)から(d)までに定める事項を前年同期と比較して記載すること。ただし、⑯のｂに規定する事項を記載している場合には、記載を省略することができる。

(a)　次の事業年度開始後おおむね３箇月を経過した日から提出期間を経過する日までの間に届出書を提出する場合（⑰ただし書により四半期貸借対照表を掲げた場合を除く。）　当該次の事業年度開始後３箇月の業績の概要（四半期財務諸表の形式による記載が可能なときは、当該形式により記載すること。）

(b)　次の事業年度開始後おおむね６箇月を経過した日から提出期間を経過する日までの間に届出書を提出する場合（⑰ただし書により四半期貸借対照表を掲げた場合（特定事業会社が中間貸借対照表を掲げた場合を含む。）を除く。）　当該次の事業年度開始後６箇月の業績の概要（四半期財務諸表（特定事業会社の場合には、中間財務諸表）の形式による記載が可能なときは、当該形式により記載すること。）

(c)　次の事業年度開始後おおむね９箇月を経過した日から提出期間を経過する日までの間に届出書を提出する場合（⑰ただし書により四半期貸借対照表を掲げた場合を除く。）　当該次の事業年度開始後９箇月の業績の概要（四半期財務諸表の形式による記載が可能なときは、当該形式により記載すること。）

(d)　次の事業年度開始後おおむね13箇月経過後に届出書を提出する場合　当該次の事業年度の業績の概要（財務諸表の形式による記載が可能なときは、当該形式により記載すること。）

ｃ　６箇月を１事業年度とする会社において、次の事業年度開始後おおむね７箇月経過後に届出書を提出する場合には、当該次の事業年度の業績の概要を前年同期と比較して記載すること。なお、財務諸表の形式による記載が可能なときは、当該形式により記載すること。ただし、⑯のｂに規定する事項を記載している場合には、記載を省略することができる。

ｄ　［同左］

ｅ　ｄに規定する事項を記載する場合には、最近事業年度における各四半期会計期間に係るｄの(d)に掲げる項目の金額（各四半期会計期間に係るｄの(d)に掲げる項目の金額に準じて算出したもの）について、各四半期会計期間の順に記載すること。

ｆ　［同左］

［㉒・㉓　同左］